

船舶法施行細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の英語併記の交付申請
- ② 手続根拠 : 船舶法施行細則第35条の2第1項又は第39条第2項
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の英語併記を必要とするとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書を、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等（日本国外にあっては日本国在外公館の領事）へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 7,500円（日本国外にあっては仮船舶国籍証書のみ交付。手数料は9,000円を現地通貨に換算した額）
※オンラインによる申請手続きの際の手数料額は、別途お問い合わせください。
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書
- ⑨ 記載要領・記載例: 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 最寄りの地方運輸局又は運輸支局等（日本国外にあっては日本国在外公館の領事）へ提出してください。

国土交通省

北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	0134-27-7182
東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	022-791-7516
関東運輸局海上安全環境部監理課	045-211-7222
北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課	025-244-6113
中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	052-952-8021
近畿運輸局海上安全環境部監理課	06-6949-6423
神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課	078-321-7052
中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課	087-825-1189
九州運輸局海上安全環境部監理課	092-472-3173
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-862-1454

- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 提出先にお問い合わせください。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外

- ② 標準処理期間 : 船舶法第21条ノ3により行政手続法適用除外
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書

1 申請の区分	新規登録 変更登録及び船舶国籍証書の書換 船舶国籍証書の再交付 英語記載の追加又は変更 抹消登録	2 船舶の番号	
		I M O 番号	
3 船名	(ふりがな)		
	ローマ字表記		
4 船籍港	(ふりがな)		
	ローマ字表記		
5 所有者の氏名又は名称及び住所	(ふりがな)		
	ローマ字表記		
6 造船地及び造船者	(ふりがな)		
	ローマ字表記		
7 変更事項	新	旧	
8 申請の原因			
9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更	追加・変更		

年 月 日

住所
申請者

氏名又は名称

印

管海官庁の長あて

備考

- 1 申請の区分は、 から までのうちから選択すること。
- 1 - 2 新規登録、変更登録及び船舶国籍証書の書換又は船舶国籍証書の再交付の申請の際に、英語記載の追加の申請を併せて行うことができる。
 - 1 - 2 - 1 新規登録の申請に際し、英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「新規登録」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に 印を付すこと。
 - 1 - 2 - 2 変更登録の申請に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に 印を付すこと。
 - 1 - 2 - 3 変更登録の申請に際し、既に英語併記の船舶国籍証書を受有している場合には、申請区分の「変更登録及び船舶国籍証書の書換」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「変更」に 印を付すこと。
 - 1 - 2 - 4 船舶国籍証書の再交付の申請に際し、新たに英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合は、申請区分の「船舶国籍証書の再交付」を選択し、「9 船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」に 印を付すこと。
- 1 - 3 現在、受有している船舶国籍証書を英語併記の船舶国籍証書にしようとする場合又は現在、受有している英語併記の船舶国籍証書の記載事項を一部変更する場合（変更登録を行わない場合。例えば、「Kabushiki kaisya」を「Company」、「Co.Ltd」に変更する場合等。）には、申請区分の「英語記載の追加又は変更」を選択すること。
- 2 必ず船舶の番号を2の欄に記載すること。ただし、新規登録の申請を行おうとする場合（番号及び信号符字の内定を受けている場合を除く。）には空欄とする。
 - 2 - 2 海外売船等により日本船舶以外の船舶となったことによる抹消登録を申請する場合には、総トン数100トン未満の船舶又は漁船を除き、船舶の番号とともにIMO番号も記載すること。
- 3 船名は、申請の区分が「新規登録」、「変更登録及び船舶国籍証書の書換」（船名変更の場合に限る。）、「船舶国籍証書の再交付」（再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。）又は「英語記載の追加又は変更」の場合、3の欄に必ず記載し、ふりがなを付記すること。船名の変更の場合には、変更後の船名を記載すること。
 - 3 - 2 上記3の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船名のローマ字による表記（英語表記を含む。）を記載すること。
 - 3 - 3 船名と同一の音の英語表記を船体に表示しており、かつ、その事実が証明できるときには、ローマ字による表記に代えて現に船体に標示している英語による表記を用いることができる（船名変更しようとする場合にまた同じ。）。
- 4 船籍港は、申請の区分が「新規登録」、「変更登録及び船舶国籍証書の書換」（船籍港変更の場合に限る。）、「船舶国籍証書の再交付」（再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。）又は「英語記載の追加又は変更」の場合に、4の欄に記載し、ふりがなを付記すること。船籍港の変更の場合には、変更後の船籍港を記載すること。
 - 4 - 2 上記4の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、船籍港のローマ字による表記を記載すること。
- 5 所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が「新規登録」、「変更登録及び船舶国籍証書の書換」（所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限る。）、「船舶国籍証書の再交付」（再交付に併せて英語併記の船舶国籍証書の交付を希望する場合に限る。）又は「英語記載の追加又は変更」の場合に、5の欄に記載し、ふりがなを付記すること。所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合には、変更後の所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。
 - 5 - 2 上記5の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、書換、再交付、追加又は変更を希望する場合には、所有者の氏名又は名称及び住所のローマ字による表記を記載すること。
 - 5 - 3 船舶が共有であるときの所有者の氏名又は名称及び住所は、申請の区分が、「新規登録」又は「英語記載の追加又は変更」の場合には、所有者全員について記載すること。なお、共有者が多数の場合には、別紙を添付することができる。
 - 5 - 4 上記5 - 3以外の申請の区分の場合には、船舶が共有であるときの所有者

の氏名又は名称及び住所については、持分筆頭者のみについて記載し、持分筆頭者以外の所有者について「外何人」と記載することができる。

なお、持分筆頭者が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の場合にあつては、次に持分の多い所有者を記載すること。

- 5 - 5 定款等により英語による名称を定めていることが証明されるときには、ローマ字による表記に代えて、英語による表記を記載することができる（所有者の氏名又は名称を変更しようとする場合にまた同じ。）。
- 5 - 6 申請の区分「新規登録」又は「船舶国籍証書の英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、共有者の氏名又は名称及び住所（ローマ字による表記を含む。）については、別紙を添付することができる。
- 6 造船地及び造船者は、申請の区分「新規登録」又は「英語記載の追加又は変更」の場合に、6の欄に記載し、造船地及び造船者には、ふりがなを付記すること。
 - 6 - 2 上記6の場合において、英語併記の船舶国籍証書の交付、追加又は変更を希望する場合には、造船地及び造船者のローマ字による表記を記載すること。
 - 6 - 3 定款等により英語による名称を定めて国内の造船者であることが証明される場合、又は外国の造船者の場合には、ローマ字による表記に代えて、英語による表記を記載することができる。
- 7 申請の区分の「変更登録及び船舶国籍証書の書換」を申請しようとする場合には、7の欄に新旧事項をともに記載すること。

変更事項が、船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所の場合には、ふりがなを付記すること。

 - 7 - 2 申請の区分「英語記載の追加又は変更」の区分の「追加」を申請しようとする場合には、新の欄に記載した新たな事項（船名、船籍港又は船舶所有者の氏名若しくは名称及び住所に限る。）について、ローマ字による表記を付記すること。この場合に、3 - 3又は5 - 2により英語による表記を記載できる場合に該当するときは、当該英語による表記を付記することができる。
 - 7 - 3 変更事項については、別紙様式による変更事項新旧対照表を添付することができる。
- 8 申請の原因の欄は、「新造」、「国社から買受け」、「国氏から買受け」、「改造」、「修繕」、「売買により所有者変更」、「所有者の住所変更」、「毀損」、「英語記載の追加」、「英語記載の変更」、「沈没」、「滅失」、「解撤」、「国社に売渡し」、「国氏に売渡し」等を記載すること。
 - 8 - 2 海外売船等により旗国が日本以外の国となったことにより抹消登録を申請する場合には、申請の原因の欄に新しい旗国（新しい旗国が未定又は不明の場合には、売却した国名）を付記すること。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 10 申請の区分「英語記載の追加又は変更」を選択しない場合には、ローマ字（英語表記を含む。）による表記の記載を要しない。

（様式）

変更事項新旧対照表

新	旧

（日本工業規格A列4番）

証書交付・再交付・書換手数料納付書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

印

下記船舶の※ 手数料 円を納付します。

記

1. 船 名
2. 総トン数

収入印紙

注1. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

2. ※印の箇所には、次の事項のうち、納付しようとする事項を記載して下さい。

- イ 船舶国籍証書交付
- ロ 船舶国籍証書再交付
- ハ 船舶国籍証書書換
- ニ 船舶国籍証書交付(英語併記)
- ホ 船舶国籍証書再交付(英語併記)
- ヘ 船舶国籍証書書換(英語併記)
- ト 仮船舶国籍証書交付
- チ 仮船舶国籍証書再交付
- リ 仮船舶国籍証書書換
- ヌ 仮船舶国籍証書交付(英語併記)
- ル 仮船舶国籍証書再交付(英語併記)
- オ 仮船舶国籍証書書換(英語併記)